

令和8年度以降の学校施設利用促進事業について

1 概要

学校施設については、「前橋市立学校の施設の利用に関する規則」第7条第3項の規定により、利用団体が使用料を納付するものとなっているが、同規則の使用料免除の規定により、実質的に無償にて貸し出しを行ってきた。

昨今の光熱費等の高騰を受け、令和8年度以降は、利用団体から使用料を徴収する。使用料の徴収は、公民館等の予約で既に導入されている貸館システムの決済機能を利用して行う。

2 使用料

使用料の原価算定をもとに、年間の費用を積算し、通年で以下の使用料とする。

施設	使用料/ 1 h		備考
	現行基準	改正案	
体育館（空調設備なし）	200円、310円	200円	
体育館（空調設備あり）	310円、520円	500円	空調代含む
中学校卓球場、柔剣道場	100円	100円	
昼間の校庭	170円	100円	
夜間の校庭	170円+1,040円	1,000円	夜間照明代含む
昼間のテニスコート/ 1面	100円	100円	
夜間のテニスコート/ 1面	100円+260円	400円	夜間照明代含む

※ただし、以下の場合は、申請に基づき使用料を免除とする。

- (1) 市が主催し、又は共催する事業で利用する場合
- (2) 市内の公共的団体又はこれに準ずる団体が行事等で一時的に利用する場合
- (3) 市スポーツ少年団に登録している団体、部活動の地域展開団体又はこれに準ずることも主体の団体が利用する場合

3 今後の運用

貸館システムを導入し、令和8年3月から、4月以降の利用申請及び使用料の徴収を開始する。

また、今年度に各学校にキーボックスを設置しており、貸館システムを利用した利用申請や使用料の徴収も始まるところから、これまで地域住民が担ってきた開放管理者制度については、令和7年度末で終了とする。